

第 3 2 回世界遺産委員会概要（報告）

1. 開催期間・場所

2008 年 7 月 2 日（水）～10 日（金） 於：ケベックシティ（カナダ）

2. 構成

議長 クリスティーナ・キャメロン氏（カナダ）
 委員国 オーストラリア、バーレーン、バルバドス、ブラジル、カナダ、中国、
 キューバ、エジプト、イスラエル*、ヨルダン、ケニア*、韓国*、モ
 ーリシャス、モロッコ、ナイジェリア、ペルー*、スペイン、スウェ
 ーデン、チュニジア*、アメリカ合衆国（21ヶ国）（*…副議長国）
 諮問機関 IUCN（国際自然保護連合）、ICOMOS（国際記念物遺跡会議）
 その他、締約国の代表団 ほか オブザーバ参加

3. 我が国からの参加者

政府代表団として、外務省、文化庁、
 環境省、林野庁の担当者等が参加。



コンベンションセンター外観



新規登録審査（IUCN による評価の説明）

4. 主な議題

（報告案件）・前回会合の報告、決定事項の履行状況、世界遺産基金の状況他
 （世界遺産の保全状況審査）

- ・バッファゾーンに関する専門家会合の結果（議題 7.1）
- ・強化された監視の仕組み（reinforced monitoring mechanism）（議題 7.3）
- ・危機遺産一覧表記載物件の保全状況審査（議題 7A）
- ・世界遺産一覧表記載物件の保全状況審査（議題 7B）※「知床」が対象

（世界遺産一覧表及び危機遺産一覧表）

- ・暫定一覧表（議題 8A）
- ・世界遺産一覧表への推薦（議題 8B）

（代表性・均衡性・信頼性のある世界遺産一覧表のためのグローバル戦略）

- ・顕著な普遍的価値（議題 9）
- ・シリアル登録の要点（議題 10B）

（定期報告 他）

- ・定期報告（議題 11）
- ・作業指針の改定（議題 13）

（行財政事項）

- ・国際的援助、予算執行報告、予算調整、会計監査の勧告実施の進捗

5. 世界自然遺産に関する審査概要

(1) 既登録地域の保全状況審査

① 保全状況報告（リアクティブ・モニタリング）

- ・ 既登録地域において、登録の根拠となった顕著な普遍的価値（OUV: Outstanding Universal Value）に対する脅威が生じていないか、保全上明らかな改善がみられるか、委員会の決議が履行されているか等に関する報告に基づき審査。
- ・ 今委員会では、マチュ・ピチュの歴史保護区（ペルー/複合遺産/1983年登録）など数件が危機遺産リスト記載の可能性を示唆され、審査の結果、強化モニタリングの適用との勧告を受けた。新たな危機遺産リスト追加はなし。
- ・ 我が国の自然遺産としては、「知床」が審査対象。



WHC Rao 次長、IUCN Sheppard 部長



プレゼンモニター（マチュピチュの審査）

【知床】

- ・ 世界遺産登録時の勧告に効果的に対応していることを賞賛するとともに、ユネスコ世界遺産センター及び IUCN による現地調査（H20 年 2 月）の報告書の内容のうち、気候変動の影響への順応的管理戦略の策定など特に 9 項目について重点的に取り組むよう要請し、その実施状況についての定期的な連絡や 2012 年の第 36 回世界遺産委員会において審査するための報告を求めている。

② 定期報告

- ・ 全ての既登録地域を対象に定期的に行われる保全状況審査。今委員会より第 2 回定期報告のサイクルが開始され、日本を含むアジア・太平洋地域の次回報告は 2012 年（平成 24 年）の第 36 回世界遺産委員会の予定。
- ・ 第 2 回定期報告では OUV が世界遺産の基本であることが再認識され、該当するクライテリア、完全性の条件に関する記述など価値の陳述を充実させることが必要となっている。

(2) 危機遺産の保全状況審査

- ・ 自然遺産・文化遺産とも危機遺産リストへの追加や削除がなく、危機遺産リスト記載案件の数は自然遺産 13 件、文化遺産 17 件、合計 30 件で変更はなし。

【参考】 ○ガラパゴス諸島（エクアドル/2007 年危機遺産リスト/自然遺産）

(3) 新規登録に関する審査

自然遺産については以下の12の新規推薦資産について審査を行い、8件が新規登録され、合計174件となった。文化遺産は19件が追加され合計679件となり、世界遺産は全部で878件になった。

国	新規推薦資産	結果
イエメン	ソコトラ諸島	○登録 (x)
中国	三清山国立公園	○登録 (vii)
モンゴル	フヴスグル湖と水源地域	登録不可
カザフスタン	サルヤルカーカザフスタン北部のステップと湖沼	○登録 (ix, x)
カナダ	ジョギンズ化石崖	○登録 (viii)
フランス	ニューカレドニアの礁湖: サンゴ礁の多様性と生態系	○登録 (vii, ix, x)
アイスランド	スルツェイ	○登録 (ix)
イタリア	フレグラン地域の緩慢地動	(不可) →取下げ
ロシア	プトラナ台地の複合自然	登録延期
スイス	スイス地殻変動の舞台・サルドナ	○登録 (viii)
ボリビア	国立セメント工場の採石場カル・オルッコ	(不可) →取下げ
メキシコ	オオカバマダラ生物圏保存地域	○登録 (vii)

6. バッファーズゾーン及び気候変動の影響に係る議論

(1) バッファーズゾーンに係る専門家会合報告

- ・遺産委員会に先立って開催された専門家会合の提案に基づき、バッファーズゾーンはそれ自体ではOUVを有さず、遺産地域の外に設けられるものであり、遺産地域の保護を強化するためのものであることを明確化すべきこと、混乱を避けるため遺産区域内の管理区分をバッファーズゾーンと呼ぶべきではないこと等の考え方が示された。
- ・今後公式資料では「コアゾーン」という用語は使用しないこととされた。
- ・バッファーズゾーンに関する作業指針の改定案を作成中。

(2) 世界遺産への気候変動の影響

- ・昨年10月の世界遺産条約締約国会議において、今後気候変動の脅威を受ける可能性のある世界遺産については、当該国として影響を計測・予測し適応策を検討すべきこととされ、「気候変動による世界遺産への影響に関する政策文書」が採択された。
- ・今委員会では、気候変動により遺産価値や完全性が失われつつある遺産地域については危機遺産リストに掲載していくこととして、作業指針の自然遺産の危機遺産のクライテリアに「気候要因の脅威」が追加されることとなった。

